第２回　広陵町政策推進審議会Ｂ部会　議事要旨

Ⅰ　開催日時　令和８年９月 28 日（月）午後１時 30 分から午後３時 00 分まで

Ⅱ　開催場所　広陵町役場３階　第１委員会室

Ⅲ　出席者

＜委　員＞　**４人（５人中１人欠席）**

杉本委員、藤山委員、藤井委員、渡辺委員（オンライン）

＜事務局＞　**４人**

未来戦略・総合調整課　植村補佐、河井

フォーティエンスコンサルティング株式会社高橋、櫻井（委託事業者：オンライン）

Ⅳ　次第

１　開会

２　部会長あいさつ

３　評価事業についての審議

(1) 生殖補助医療（不妊治療等）助成事業

(2) まちじゅう図書館

４　その他

５　閉会

＜配布資料＞

部会資料１：評価事業一覧表

部会資料２：評価事業に係る事業マネジメントシート

Ⅴ　議事内容

１　開会

２　部会長あいさつ

○事務局

本日は部会長が欠席されているため、省略させていただく。

それでは、次第の３番「評価事業についての審議」に移らせていただく。議事進行には第１回Ｂ部会でご相談させていただいたとおり、部会長代理として藤山委員にお願いしたい。

3　評価事業についての審議

(1) 生殖補助医療（不妊治療等）助成事業

〇委員

それでは、皆様の協力を得ながら議事を進める。本日の終了は午後3時を目途にと伺っている。次第の3番「評価事業についての審議」に移り、まず一覧表の通番3の事業について事務局から説明をお願いする。

〇事務局

（部会資料2に基づき説明）

〇委員

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等はあるか。

〇委員

事業マネジメントシート⑲事業の問題・課題と改善内容に「治療中の方にとって、申請書類の準備や医療機関への依頼などが負担となっている」とあるが、本事業に限らず申請書類の準備は町民にとって大きな負担になっていると思うため、申請手続の利便性の向上についてはぜひ検討を進めていただきたい。

〇委員

事業マネジメントシート⑮成果指標の「母子健康手帳発行件数」について、令和7年度での目標値215件に対し実績値は245件とのことだが、中には妊娠したが不幸にも流産してしまうケースも考えられる。町内の実際の出生数とそのうち生殖補助医療助成制度を利用した方の割合について、プライバシーの観点も考慮しつつ、可能な限りでご確認いただきたい。

〇事務局

令和7年度の町内の出生数は206人となっている。不妊治療を受けていたかどうかは妊娠届に記載する欄があるが、そのうち制度を利用した方の割合については、プライバシー上の制約もあり、確認していない。

〇委員

また、事業マネジメントシート⑭活動指標、⑮成果指標がそれぞれ一つしか設定されていないことが気掛かりである。活動指標としては、例えば相談件数を設定することが考えられる。また、事業マネジメントシート⑩目的・期待成果に「出生率向上を促進」とあることから、出生率を成果指標に据えるのはいかがか。

また、本事業は国の事業に基づいて実施されているものだが、自治体によっては、将来結婚して子供を持ちたい未婚や事実婚の方向けに、不妊検査を試行的に受診するための費用を独自に補助しているところもあるため、広陵町も検討してみてはいかがか。

○事務局

指標の置き方については担当課に伝え、来年度以降の指標設定に役立てる。また、町独自の取組としては一般不妊治療費助成事業があり、生殖補助医療の前段階（検査費等）に対して助成するものである。

○委員

事業マネジメントシート⑲事業の問題・課題と改善内容について、申請書類の準備は大きなハードルになると思う。本事業に関する書類は分からないが、私が年金を受給した際には、複雑で難しく、細かいことがよく分からない書類が数多くあったため、申請に二の足を踏み、受給を１年遅らせたことがある。必要事項を全て記入してもらう必要があることは分かるが、様々な状況の方がいるため、必要最小限の記載事項に絞る、記入サンプルを付けるなど、できるだけ分かりやすくして申請のハードルや個人の負担を下げ、申請しやすくする必要があると思う。

○事務局

資料を重視する役所の性質上、何かトラブルが起きた際に必要事項の記入漏れがあれば、役場が追及を受けることになる。それを避けるため、必要な資料は全て揃えておく必要がある。そのため、申請書類を減らすのではなく、申請書類の記載事項を軽減するなど、できるところから取組を始めたい。特に、記入サンプルを整備したい。

○委員

皆さんの話を聞いていて、やはり申請書類を作成するハードルを下げることが第一歩と感じたので、今後の事業の課題として取り組んでいただきたい。

本日の欠席されている部会長から本事業について事前意見をいただいているため、読み上げる。

「まず、本事業は何件申請されたか、何人が出生したかということではなく、「不妊治療を希望する人のうち何人が経済的な理由で治療を諦めずに済んだか」を評価する事業ではないか。それと同時に、事業マネジメントシート⑮成果指標において、「母子健康手帳発行件数」を本事業の成果指標とするのは慎重に考えた方が良いのではないか。助成を受けて不妊治療を受けられたとしても、妊娠や出産につながらないケースは多々ある。母子健康手帳発行件数だけを成果指標としてしまうことで、助成を受けたにもかかわらず妊娠や出産に至らなかった方々が「成果なし」と受け取られてしまいかねない。それでは本事業の本来の趣旨から外れるのではないか。「不妊治療を希望した方が経済的な理由で治療を諦めずに済んだか」「治療を継続できたか」を成果指標に組み込んでいただきたい。」

こちらの意見を受けて、先ほど委員からも「相談件数を活動指標とすべき」との意見があったが、活動指標及び成果指標の置き方については、もう少し検討していただきたい。個人的には、実際に不妊治療に当たっている方は本当に多いと聞いており、

本事業は確かな成果を挙げていると思う。プライバシーに関わる問題であり、事業の成果が表に出にくいと思うが、その点についてぜひ検討いただきたい。

また、委員からは次のような事前意見もいただいている。

「事業マネジメントシート⑬事業費及び人件費において、令和7年度の約190万円から令和8年度の700万円と事業費が大きく増えているように見受けられるが、その積算根拠は何か。令和7年度の申請件数の実績は45件にもかかわらず大きな増額ではないか。利用者増を見込んでいるのか、対象範囲や助成単価を変えるのか。」

こちらの意見について、先ほど事務局より「令和7年度も当初700万円の予算が付いていたが、実績として約190万円しか使われなかった」と説明があったため、この内容が伝わるようなシート上の表し方としていただきたい。

また、委員からは次のような事前意見もいただいている。

「事業マネジメントシート⑭活動指標「申請件数」の備考に全国データとして「10人に1人が生殖補助医療で生まれている」と記載があるが、広陵町ではこの制度を必要とする潜在的な対象者がどの程度いると推計しているか。備考には「申請人数 25人」と記載があるが、その人数が多いのか少ないのか、母数がなければ評価できないのではないか。」

以上が委員から事前にいただいた全ての意見である。

確かに、様々な状況の方と接する中で、高齢出産が増えている現状を踏まえると、本事業は非常に重要だと感じる。その中で、事業マネジメントシート⑨具体的な対象に「治療開始日における妻の年齢が、43 歳未満であること」と記載があるが、この43歳という基準は慎重に考える必要があると感じる。実際、私の周りにも 5 年ほど不妊治療を続け、43 歳でようやく子供を授かった経験のある方がいる。国で定められた基準であればそれ以上は何とも申し上げられないが、43 歳未満でなければ補助を受けられないという記載は少々厳しい印象がある。事業マネジメントシートのような外部向けの公的文書では、このような表現となるのはやむを得ないと思うが、表現の仕方を少し考えていただきたい。

〇委員

43 歳を超えてしまうと生殖補助医療の成功確率が下がってしまうという医学的見地からの線引きではないか。

〇委員

本当にデリケートな話ではあると思うが、少子化の状況下では出生数が一人でも増えればそれでよいという話をよく伺うので、この事業でも生まれる子どもが一人でも多くなるように進めていただきたい。

○委員

43 歳以上の方に対しても広陵町独自で生殖補助医療の助成を行うことはできるのか。

○事務局

町として 43 歳以上の方の不妊治療も助成したいという強い意向があれば、制度を設けることは可能である。ただ、その場合は奈良県からの助成を受けることはできず、いわゆる単費での助成となる。また、他の近隣自治体が独自の助成を行っていない中で、なぜ広陵町だけが実施するのかという議論が役場内で起きることは考慮しなければならない。

○委員

お金の問題が絡んでくるとは思うが、もう少し積極的に取り組んでいただきたい。

○委員

また、できるだけ多くの方にこの制度を周知する必要があるという観点では、PR の方法が課題だと思う。

○事務局

生まれた後の子どもに向けては健診等のタイミングで周知できるが、生まれる前の施策については、どのタイミングで周知するのかという課題がある。その意味では、委員が述べたように、相談件数を活動指標の一つに据えることも良いと思う。

○委員

一案として、例えば、子宮頸がん検診は中学生以上の全ての女性を対象に実施されるため、そのような場面でチラシなどを配布し、「広陵町ではこのようなことにも取り組んでいる」と周知するのも一つの方法ではないかと思う。

○委員

皆さんがおっしゃっていることはそのとおりだと思う。ただ、話を聞いて思い浮かんだこととして、「経済的な理由」という文言の意味合いは不妊治療助成とは少々異なるかもしれないが、例えば、経済的困窮を背景に、予期せぬ妊娠をした際にいわゆる「内密出産」に至る状況も、社会問題としてたびたび見られる。そのようなことに関する相談や対応の事例は広陵町にあるのか。他の自治体では赤ちゃんポストの設置を検討しているという話も聞いたが、内密出産に関することも考えておかなければならないのではないかと感じた。

○事務局

本事業を所管しているけんこう推進課からは、内密出産の事例はあると聞いている。ただ、プライバシーの問題もあるため、具体的な内容は事務局まで共有されていない。

〇委員

要保護児童対策地域協議会（要対協）においては、望まない妊娠をした妊婦や見守りの必要な妊婦を「特定妊婦」としてモニタリングしている事例が数件ある。そのような妊婦には未成年者が多く、要対協として見守っている。生殖補助医療助成事業の補助的な課題として特定妊婦の見守りへ接続するかどうかという議論は私も把握できていないが、委員が述べた観点も一つの考え方としてあると思う。

〇委員

全体として、広陵町では生殖補助医療助成が非常に手厚いとの印象を受けた。一方、事業マネジメントシートについては、活動指標や成果指標の、より分かりやすい見せ方を検討していただきたい。特に、単位コストについては、シートの構成上このような表記にならざるを得ないことは理解できるが、行政評価に有用な表記を検討いただきたい。本事業そのものについては、適切なPRにより町民への周知が進めば効果が表れると思うので、ぜひ継続して実施していただきたい。

〇委員

それでは、「生殖補助医療（不妊治療等）助成事業」についての質疑応答は以上とする。続いて、一覧表の通番4の事業について事務局から説明をお願いする。

(2) まちじゅう図書館

〇事務局

（部会資料2に基づき説明）

〇委員

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等はあるか。

〇委員

本事業については、図書館長の「広陵町を本のまちにする」という強い思いを何年も前から伺っている。現在は、本に触れてもらう場所を図書館だけで賄うのではなく、まちじゅう図書館を町内各地に広げ、そうした場所を少しでも増やす段階にあると思う。私たちがイズミヤショッピングセンター広陵（イズミヤ）でまちじゅう落語会を開催していた場所もまちじゅう図書館に変わったが、現在はまちじゅう図書館の場所を借りて年2～3回まちじゅう落語会を開催しており、双方の連携やバランスも取れてきたと感じている。もちろん予算もかかっているが、まずは何年か事業を継続してからでなければ評価できないのではないかと思う。実際にこの事業を実施しようとした図書館関係者には頭が下がる思いである。

〇委員

本事業のことを知らなかったが、広陵町の図書館は非常に充実しており、全国でもトップクラスではないかと思う。調べたところ、蔵書数は奈良県立図書情報館、奈良

市立図書館に次いで県内３番目で、貸出数も橿原市や香芝市に次ぐ数とのことであり、広陵町の取組は高く評価できると感じる。

先ほど委員の話にもあったが、広陵町立図書館はきれいな駐車場が整備されているとはいえ、町の北部、東部、南部からは少々アクセスしにくいという課題がある。その中で、まちじゅう図書館が町内に計９箇所あるとのことだが、町のホームページに所在地が掲載されていなかったため、外部のサイトで調べたところ、広陵元気号車内、だがし屋３サン堂、イズミヤ、町役場１階住民課前、駄菓子屋にしやん、馬見北５丁目集会所、奈良トヨペット広陵店（トヨタユナイテッド）、公文式広陵北教室を確認した。これらの分布を広陵町の地図上に示し、大字単位の人口を落とし込んだときに、まちじゅう図書館へ均等にアクセスできているのかを検証していただきたい。場所によって利便性に差が生じないよう工夫していただきたい。

また、広陵町では図書館のデジタル化は進んでいるのか。

○事務局

広陵町ではデジタル図書館の取組も実施している。

○委員

質問が三つある。

一つ目に、事業マネジメントシート⑪実施方法に「イベントを実施」とあるが、具体的にどのようなイベントを実施しているか。

二つ目に、同⑮成果指標「学校での貸出冊数」の備考欄に「周知が必要」とあるが、私も Web サイト等でまちじゅう図書館に関する情報を探していたが、うまく探し当てることができなかった。その意味では、どのような周知を行っているか。

三つ目に、同⑲事業の問題・課題と改善内容に「リサイクル本は寄贈されるより持ち帰られることが多く」という記載があるが、寄贈される本よりも持ち帰られる本の方が多いという認識で間違いないか。

○事務局

一つ目について、まちじゅう図書館の特性上、子どもに本に親しんでもらうためのイベントが多い。先ほど委員の話にあったまちじゅう落語会のほか、例えば、トヨタユナイテッドでは子ども向けのキッズカート場と連携したイベント、駄菓子屋では子どもの遊びに関する取組と連携したイベントなど、それぞれの場所の特性を活かしながら、「まちじゅう図書館はこうした場所にあり、子どもにとって楽しい遊び場にもなる」という PR につながるイベントを開催している。

二つ目について、周知の必要性に関する指摘はまさにそのとおりだと思う。委員も先ほど町のホームページにまちじゅう図書館の所在地が掲載されていなかったと述べていたが、私もこの会議に向けた資料として「まちじゅう図書館が町内に９箇所あ

る」という情報を見つけるのに相当の時間を要した。この点は行政の情報発信が不十分な部分であるため、こまめに情報を更新するよう、自戒も込めて担当課に伝える。

三つ目については、持ち帰ることができる本があるため、それに関する記載となっている。

〇委員

広陵町のホームページには2年前の情報が掲載されていることがあり、それでは最新の情報はどこにあるのかと思うときがある。

〇委員

先ほど委員は外部のサイトから情報を得ていたが、そのような媒体があるのであれば、行政だけに任せるのではなく、我々のような関心のある住民が自主的に情報発信することも可能と思う。

〇事務局

行政による必要最低限の情報発信ができていなかったため、まずはそれを行った上で、SNS を活用して町民に自主的な情報発信をしていただくのが良いと考えている。

〇委員

こちらの事業も部会長から事前意見をいただいているため、紹介する。

「事業マネジメントシート⑩目的・期待成果に「本を通じて人がつながる」と記載があるように、この事業の最も重要な目的は、本を身近に置くということではなく、本を介して人と人とがつながり合うということであると考える。それを踏まえると、同⑮成果指標において人とのつながりに関する指標が測られていないことが気になる。この指標について、アンケートや定期的な調査を実施するべきではないか。

また、同⑭活動指標の「町立図書館外で本の貸出や閲覧ができるスペースの設置数」について、令和6年度時点の実績値が既に11箇所となっているため、令和 7 年度での目標値を 10 箇所とするのは少しおかしいのではないかと思うが、なぜそのような目標値を設定したのか。数を増やす段階から質や利用状況を見る段階へ移るということか。」

二つ目の質問については、先ほど委員の意見にあったように、住民の人数に応じた図書館の配置がうまくいっているのであれば、これを拡充していく形でも良いのか、という趣旨だと認識している。

また、次のような事前意見もいただいている。

「同⑪実施方法について、イズミヤ、トヨタユナイテッド等の商業施設のほか、寺院や自治会館を活用した事例もあるため、そのようなコミュニティベースの取組についても記載いただきたい。特定団体にフォーカスした表現をすることが行政として難しい等の理由で具体的な記載が困難な場合は「寺院」「自治会館」といった表記でも良いので、具体性を上げる資料づくりをしていただければ、もっと伝わると思った。」

こちらのご意見については、先ほどの同⑪実施方法に関する質疑応答の中で事務局よりコミュニティベースの取組についてご説明いただいたが、私も部会長と同じ意見である。例えば、私も参画している取組であるだがし屋3サン堂のまちじゅう図書館では、一年に一回、外遊びのスペースの一部にまちじゅう図書館を設置して本が読めることをPRするイベントを実施している。そのような実施イベントの内容を町民の目に見える形で表に出すのが良いと思う。

また、次のような事前意見もいただいている。

「広陵元気号内の座席背面部分にリサイクル本を設置されていたと思うが、こうした取組も書いていただければ、行政の取組の具体的な工夫が町民の皆様に伝わると思う。良い取組は肯定的に公表してほしい。」

こちらのご意見について、本事業は行政が核となり実施しているが、自治会や商業施設等で実施している内容を発信する技術や取組が生まれると良い。広陵町の図書館は県内でも有数であると自負しているため、それが伝わるような周知方法をもう少し考えていただき、その成果や評価を目に見える形にしていただけるとありがたい。こちらの意見は先ほどの委員の意見にもあり、私も同様に考える。

〇委員

まちじゅう図書館では幼児を集めて読み聞かせ会などを実施しているのか。

〇委員

そのような取組はおそらくされていないと思う。

〇事務局

ただ、読み聞かせボランティアがおり、図書館で定期的に読み聞かせを実施しているほか、出張読み聞かせも実施していると聞いている。

〇委員

読み聞かせボランティアは多く、例えば人形劇なども行っており、そうした活動がまちじゅう図書館でのイベントにもつながると思う。イベント情報は町公式LINEで周知されることがあるが、閲覧できる方とそうでない方がいるため、例えば学校を通じて周知することも考えられるのではないかと思う。

学校の図書館についても「地域の方も来てください」という案内があり、以前に比べて地域に開かれたように感じる。この点についても、どの事業にも共通して、住民への見える化が課題であることは間違いないと思う。

また、予算については、先ほど事務局から説明があったとおり、システム使用料などの割合が大きいとのことだが、それを踏まえると毎年の予算はほぼ変わらないということか。

○事務局

毎年の予算はほぼ変わらない。ただ、事業マネジメントシート⑬事業費及び人件費に記載されているように、必要に応じて、令和7年度のように備品購入費を要する場合がある。

○委員

予算には備品購入費分の幅を持たせているのか。

○事務局

例えば、令和8年度の備品購入費は2万5,000円しか計上されていないことから、他の予算からの流用により賄われているのではないかと認識している。

○委員

ブックトラックやブックポストといった備品は設置が進み、ある程度充足してきているのではないかと考える。

○事務局

もちろん、新しいまちじゅう図書館が設置されたときには、そこへブックトラックやブックポストを設置する必要がある。

○委員

事業の方向性としては、まちじゅう図書館を更に増やしていくのか。

○事務局

「私のところでも設置したい」という希望を募る手挙げ方式で、まちじゅう図書館を拡充している段階である。

○委員

その場合、図書館司書の業務が増えるなど、人的な課題があるのではないか。ボランティアなど、様々な形で人員を確保できれば良いが、難しい課題だと感じた。

○事務局

部会長からいただいた事前意見について、何点か補足する。

まず、事業マネジメントシートにおいて人と人とのつながりに関する指標が設定されていないとのご指摘について、事務局としても同じ認識であり、例えば、来年以降、イベントの開催数や参加者数などを成果指標として設定することで対応できればと考えている。

次に、事業マネジメントシート⑭活動指標「スペースの設置数」の令和7年度の目標値10箇所を既に達成しているとのご指摘について、これは令和4年度の広陵町総合計画前期基本計画策定時に令和7年度に向けた目標値を設定し、その目標値を令和6年度に既に達成したものであるため、目標値は変更せず、そのまま表記している。

また、同⑮成果指標「図書館町内貸出者数」について、本館の貸出を減らすことを目的としているわけではないため、あまり良い指標ではないと考える。一方、まちじ

ゅう図書館には貸し出しを実施している場所と実施していない場所があり、まちじゅう図書館単独の貸出件数を指標とすることは難しく、利用者数の把握も容易ではない。

○委員

確かに、まちじゅう図書館の貸出者数を成果指標として設定するということには無理があるように感じる。

○事務局

指標として設定できるとすれば、まちじゅう図書館のイベント開催件数や参加者数ではないかと思う。

また、広陵元気号車内でのまちじゅう図書館の取組をもう少し具体的に周知していただきたいという指摘については、そのとおりと認識している。広陵元気号の座席背面のポケットにリサイクル本を設置する取組について、周知を進める。

また、例えば広陵東小学校では、もともと図書館で学童保育を行っていたが、附属幼稚園の閉園を機に学童保育を附属幼稚園跡地へ移すこととなるため、図書館を土日にも開放できないか検討しており、学校図書館を含め、まちじゅう図書館を拡充できないか、担当課で検討しているようである。ただし、学校図書館については、学校の教職員等が土日にも出勤する必要があるという別の問題もある。

○委員

寺院や自治会館、商業施設等で実施されているまちじゅう図書館は開催日が決まっており、その日には管理者がいる状態だと思う。学校図書館をまちじゅう図書館として利用する場合も、「この日のこの時間帯に開放します」という周知方法を考えなければ、誰に負担がかかるのかという問題が生じると思う。ただ、地域の方々が学校内の図書館を利用できれば、広陵町立図書館まで行かなくても読みたい本を閲覧できるという大きな利点がある。そのため、教育委員会とも連携しながら、まちじゅう図書館としての学校図書館を誰がどのように運用するか考える必要があると思う。

まちじゅう図書館として開放している学校図書館は小学校だけか。

○事務局

真美ケ丘第二小学校を除く小学校の図書館のみを開放している。

○委員

特に近年は学校のセキュリティが厳しくなっている中、地域の方々は「学校の図書館は入りやすい」と本当に思っているのか。授業が行われている時間に気軽に利用して良いのか迷い、心理的なハードルが高く、入りにくいと思っている住民もいるのではないか。イズミヤのまちじゅう図書館に行く場合とは感覚が全く異なるため、それらを一括りに考えるのは難しいと思う。

○事務局

私も、学校の図書館に入ることは一般住民にとってハードルが高いのではないかと思う。ただ、広陵町の教育長には、地域の人たちが学校で継続的に交流し、それが子どもを見守ることにつながるよう、学校をもう一度地域に還すべきであるという思いがあるようである。例えば学校の体育館を地域開放するなど、町と学校の相互施設利用や連携が必要ではないかと思う。

○委員

そのような取組により学校との連携が取りやすくなるということは、そのとおりだと思う。どうしても学校は閉鎖的になり、我々住民がなかなか立ち入りにくい面があるため、そうした障壁をなくしたいという教育長の意向はよく分かる。一方で、学校の教職員が「学校の中に外の人をあまり入れたくない」と思う気持ちもよく分かる。私たちが「学校の様子を見せてください」とお願いしても、なかなか見せていただけないこともある。

○委員

学校現場の様子を隠すべきではないと思うが、「ここから先は見られたくない」という線引きや、校内に外部の人を入れる際に「ここから入り、このルートで進み、ここから出てください」という動線の設計は、教職員の視点では難しいことも分かる。大きな課題であると思う。

○委員

様々な意味で、昔とは学校の在り方が異なるので、そこを踏まえて考える必要があると思う。

○委員

特に、もし中学校の図書館も地域開放するのであれば更に様々な問題が発生すると思うので、その点も考えていただきたい。

もう一点、リサイクル本について、家庭で不要になった本という知的財産を共有できる点は、とても良い取組だと思う。ただ、選定作業があるため、自由に自分の本をまちじゅう図書館に置くことはできないはずである。どうすれば本を寄贈できるのか、方法を明確にしていただきたい。「気に入った本は持ち帰り、読み終わったら返す。併せて、自分の本で寄贈してよいものを持参する」という一連の流れを仕組みとして明確に周知しなければ、利用者や本の数は増えていかないのではないかと思う。

○事務局

ルールを明確化する必要があると思う。例えば、漫画の寄贈は禁止なのかといった点について、現時点では明確に回答できない。

○委員

そのようなルールを明確にし、住民が訪れやすく、手軽に本を持参したり持ち帰ったりできる仕組みができれば、町の中で本が更に循環するのではないか。リサイクル本の持ち込み窓口は全て図書館なのか。

○事務局

リサイクル本の持ち込みについては、町ホームページに「まずは図書館へご相談ください」と記載があるとおり、現状は図書館が窓口となっている。まちじゅう図書館に設置する本についても、例えばトヨタユナイテッドのまちじゅう図書館には自動車に関連する図書、役場のまちじゅう図書館にはメンタルケアや自己啓発に関する図書というように、図書館司書が全て選定している。

○委員

引っ越しや遺品整理などの際に本が大量に出てきて、処理業者に引き取ってもらうと高い費用がかかる。それを考えると、まちじゅう図書館への寄贈は有意義だと感じる。

これにより、本事業を更に前へ進められると感じる。

○委員

今後のまちじゅう図書館の拡充について、先ほど事務局から「手挙げ方式」との説明があったが、実際に自分のところでまちじゅう図書館を開設したいと考え、手を挙げているところはあるのか。

○事務局

広陵町内の各大字や自治会には、いずれも集会所や公民館があり、熱心な自治会長がそうした施設で居場所としてまちじゅう図書館を開設したいと手を挙げることがある。先ほど示したまちじゅう図書館一覧のうち、馬見北 5 丁目集会所はこれに当たる。

○委員

他府県のまちじゅう図書館の例を Web で検索したところ、酒屋であれば酒の本、パン屋であればパンの本を集めることで、まちじゅう図書館の輪を広げている事例も見られる。こうした取組は観光的な要素も加わるため、これまでの取組とは趣旨が異なると思うが、そのような分野にも裾野を広げて取り組む考えは広陵町にあるか。

○事務局

現在は、どちらかといえば公益的な観点から、子どもや高齢者向けの居場所として自治会館などに設置している場合が多いと認識している。

○委員

もう一点、意見を述べたい。地域住民が集まり、触れ合える居場所をつくることを本事業の最終的な目標とすること自体は間違いではないと思う。一方、政策目標とし

ては、事業マネジメントシート②施策に記載の「生涯学習の推進」、②展開方向に記載の「住民一人ひとりが学ぶ機会の充実」、③事務事業の実施の必要性に記載の「住民の社会生活に必要な生活環境水準の確保が目的」といった大きなテーマの下で実施されている事業である。そのため、「居場所」は結果として付随するものであり、むしろ住民一人ひとりがいかに本に触れ、読書の機会を持つかに焦点を当てる必要があるのではないか。その意味では、⑮成果指標の「図書館町内貸出者数」は、成果指標としての是非について議論はあると思うが、ここまでの発言や資料を踏まえると、単純にこの指標を設定すれば良いということにはならないのではないかと思った。図書館やまちじゅう図書館の利用、古書店やインターネットでの本の売買も含め、住民一人ひとりが本に触れ、読書の機会を増やすことを考えるという方向性も、事業目標や政策目標としてあるのではないかと思った。

○事務局

委員の意見のとおりで、読書習慣に関する社会調査が国で実施されていると思うが、そこでも週 1 回以上又は月 1 回以上読書をしている人の割合が次第に低下している。広陵町として、これにどのように取り組むかという視点も必要かもしれない。ただし、現在、町では読書習慣に関するアンケートを実施していないことも事実である。

○委員

主要事業を考えるに当たり、適切な指標を設定するため、来年度以降に実施してほしいアンケートが多数ある。町では、そのようなアンケートをあまり実施していないのか。

○事務局

あまり実施していない。インターネット上で簡易的なアンケートフォームを公開して回答を募る方法もあるが、十分な回答数が集まるかなど、様々な課題があり、なかなか実施できていない。一方で、町予算を使って紙でアンケートを実施する場合は大きなコストがかかるという問題がある。

○委員

来年度予算編成に当たって数値が必要なものについては、各家庭に照会し、Web アンケートを実施することも考えられるのではないか。

○事務局

現在、広陵町では「LoGo フォーム」というシステムを導入している。町 HP や LINE、チラシなどに当該システムで作成したアンケートフォームの URL や QR コードを掲載し、住民に回答してもらう形であれば、あまり費用をかけずにアンケートを実施できるのではないかと思う。

紙でのアンケートは、現在 4 年に 1 回、総合計画更新のタイミングで実施しているが、毎年実施することは難しい。そのため、先ほど委員がおっしゃたように、例えば

竹取公園の利用アンケートのように、毎年データを取りたいものは、電子的な方法で実施する方が良いと思う。

〇委員

毎年のアンケート実施が過度な負担になれば本末転倒だが、理想を言えば、自分たちは何の仕事をしているのか、自分たちの仕事がどのような住民サービスにつながっているのかを各担当課が考えるきっかけになれば良いと思う。

〇事務局

これまでも、例えばイベント来場者にアンケートフォームを記載したチラシ等を配布して回答を依頼することは実施していたが、町全体に LINE 等で Web アンケートを配信することは、高齢者など携帯電話の利用が難しい方に配慮して実施していなかったと思われる。そのため、Web アンケートの結果が町全体の意向を反映していると言えるかが課題だと認識しているが、Web アンケートを実施する価値はあるかもしれない。

〇委員

各担当課で調査項目を精査し、「これまで取得できなかった数値を把握できる」と判断したものに絞ってアンケートを実施するのがよいと思う。

〇委員

一度実施すれば、次年度以降こういった事業を実施してみたいというアイデアが出てくるかもしれない。

〇委員

携帯電話を利用できない方も次第に減っていると思う。前回の国勢調査でも広陵町の Web 回答率が非常に高いと伺ったので、細かな配慮はもちろん重要だが、事務局が懸念するほどではないのではないか。高齢者層の回答が必要なアンケートであれば紙形式が良いと思うが、町全体向けのアンケートであれば Web 形式で良いと思う。

〇事務局

Web アンケートについて、実施に向けて検討したい。

〇委員

それでは、「まちじゅう図書館」についての質疑応答は以上とする。

４　その他

〇事務局

それでは、第 1 回 B 部会でいただいた意見や質問のうち、未回答であったものについて事務局から回答する。

まず、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業について、次のようなご指摘をいただいている。

「事業マネジメントシート⑪実施方法に『一定の条件で抽出された対象家庭』『状況等を学校とも共有し支援を実施』という文言があるが、具体的にどのような条件を設定し、どのように学校との情報共有の仕組みを作っているか。」

こちらについて、担当課の回答は次のとおりである。

「本事業は、訪問支援を行うに当たり、保護者の思い、子どもの状態等を考慮して、外部からの訪問を受け入れることが可能な家庭を対象に、町教育委員会が委託した訪問看護支援の実績のある事業所が直接訪問し、登校しにくくなっている児童生徒の様子や保護者・家族の不安や心情を学校も把握した上、支援を行うものである。」

次に、同じく不登校の児童生徒に対する訪問支援事業について、次のようなご指摘をいただいている。

「『不登校の児童生徒に対する訪問支援事業』の事業マネジメントシート③事務事業の実施の必要性に『現に発生している受益範囲が不特定多数の住民でサービス対価の徴収ができない』という文言がある一方、『インクルーシブ教育推進事業』の事業マネジメントシートの同欄には『法律・政令・府省令で実施が義務づけされている』という文言があり、同じ担当課、係にもかかわらず視点が違うように見える。これについて、整合性が取れるよう書きぶりを整理していただきたい。また、『不登校の児童生徒に対する訪問支援事業』は、事業マネジメントシート⑤事業開始の経緯に記載のあるとおり教育機会確保法に基づく広陵町としての取組であると認識している。この法律は不登校児童生徒のみならず全ての児童生徒を対象としているのではないか。その場合、基本的に不登校児童生徒への支援は公教育そのものの充実に関する施策に立ち返る必要があると考える。それに関連して、広陵町では小中学校の統廃合は実施されているか。」

こちらについて、担当課の回答は次のとおりである。

「インクルーシブ教育推進事業は、療育支援に関わる専門職が教師とは異なる観点からの助言等を行うことで、学校全体の指導力の向上につなげ、教師が子どもの障がいのあるなしに関わらず一人ひとりに合わせた指導を実施することが可能となることを目指している事業であり、県の条例で実施が義務付けられている。一方、不登校の児童生徒に対する訪問支援事業は、不登校児童生徒の学校への登校だけではなく、登校できなくても学校以外の学びの場ともつながることが可能となることを目指している事業で、当該訪問という方法によることが義務付けられているものではない。」

また、同じく不登校の児童生徒に対する訪問支援事業について、次のようなご指摘をいただいている。

「事業マネジメントシート内に『作業療法士等』という記載があるが、この『等』の中に児童心理士といった方が含まれているのではないか。この『等』には誰が含まれているのか。」

こちらについて、担当課の回答は次のとおりである。

「作業療法士以外の専門職の訪問も可能とするため『等』を付しているもので、児童心理士についてはスクールカウンセラーが県から派遣されており、『等』には含まれていない。」

回答は以上である。

○委員

ただいまの回答について、質問、意見等はあるか。

質問がないため、第 1 回 B 部会で未回答であった事項に関する事務局からの回答は以上とする。それでは、事務局から連絡事項をお願いする。

○事務局

それでは、事務局から連絡事項を伝える。

次回の第 2 回全体会は、先日メールで連絡したとおり、10 月 27 日火曜日午後 2 時からを予定している。正式な通知は後日郵送等で送付する。開催場所は通常と異なり、リレーセンター広陵となるため、注意いただきたい。

○委員

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等はあるか。

なければ、以上で審議会部会を終了する。

5　閉会

（以上）